

令和4年度ESG債発行に係る外部評価業務委託 企画提案競技実施要項

1 委託内容

(1) 委託業務

令和4年度ESG債発行に係る外部評価業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託上限額

2,750千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本事業の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 参加資格の要件

企画提案競技に参加できる者は、(1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

3 募集スケジュール

令和4年3月28日（月）実施要項の公表（HP）

4月 1日（金）質問の受付期限

4月 4日（月）質問に対する回答

4月 8日（金）企画提案書の提出期限

4月中旬 プレゼンテーション審査

4月下旬 選定結果通知

4 説明会

説明会は開催しない。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 令和4年度E S G債発行に係る外部評価業務委託企画提案競技応募申込書（様式1）

② 会社概要等（様式任意）

会社概要が分かるパンフレット等

③ 委託料の見積書（様式任意）

ア 環境省の補助金控除前の金額で、「1（4）委託上限額」に掲げる上限の範囲内で作成することとし、経費を積算した内訳を示すこと。

また、環境省の補助金控除後の金額も示すこと。なお、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」、「地域環境保全対策費補助金」のそれぞれの場合について示すこと。

イ 宛名を「埼玉県知事 大野元裕」とすること。

ウ 法人名、代表者氏名、担当者所属・氏名を記載すること。

④ 企画提案書（様式任意）

A4横、本文10ページ以内（表紙、目次、ディスクレマーは除く）とし、以下の内容について記載すること。

ア 業務の実施方針

- ・ 本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント

イ 業務の実施方法

- ・ フレームワークの評価方法及び評価の考え方
- ・ 本業務を実施するに当たっての自社の強み

ウ スケジュール

- ・ 成果物の納品時期を7月8日（金）と仮定した場合の業務実施スケジュール（環境省の補助金の活用を前提とする）

エ 実施体制

- ・ 本業務を実施するために必要な人員体制（配置予定人数、業務従事者の職務内容・経験・資格等）、連絡調整体制、情報管理体制及び法令遵守体制

オ 業務実績

- ・ 令和3年4月1日以後の日本国内におけるE S G債発行に係る外部評価業務実績（件数、具体的な案件の内容を記載すること。また、環境省の補助金の活用の有無についても記載すること）

⑤ 実施要項の「2 参加資格の要件」（1）から（6）までのすべてに該当する旨の誓約書（様式2）

県からの要請があった場合には、「2 参加資格の要件」を確認するための書類を追加提出すること。

(2) 提出方法

(1) ①～⑤の書類について電子データ（PDF形式）で提出すること。なお、①～⑤は別

ファイルとすること。

(3) 提出期限

令和4年4月8日(金)午後5時まで

(4) その他留意事項

- ① 提出された応募書類は一切返却しないものとする。
- ② 企画提案に関する一切の経費については、提案者の負担とする。
- ③ 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない(県からの指示による場合は除く)。
- ④ 実施要項に違反した場合や応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、応募を無効とする。
- ⑤ 質問は電子メールのみ受け付けるものとする。
 - ・ 受付期限 令和4年4月1日(金)午後5時まで
 - ・ 受付方法 質問書(様式3)に記入の上、9の電子メールアドレスあて送付する。
電子メールの件名は、「令和4年度ESG債発行に係る外部評価業務委託企画提案競技質問書(法人名)」とする。
 - ・ 回答方法 質問者の名を伏せた上で、県ホームページで回答を公開する。

6 委託候補者の選定

委託候補者の選定に当たっては、プレゼンテーション審査を行い、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき業務の遂行能力などを総合的に審査し、評価が最も高かった者を委託候補者として選定する。

審査に当たっては、「令和4年度ESG債発行に係る外部評価業務委託企画提案競技評価項目」【別添1】に基づき評価する。

審査結果は、参加者に対して書面により通知する。なお、企画提案を行う者が1者であっても本企画提案競技を実施する。

7 プレゼンテーション審査

(1) 日時

4月中旬を予定。参加者には別途日時を通知する。

(2) 実施方法

オンライン(Zoomを活用)により実施する。説明時間は15分(厳守)とし、その後質疑応答を10分程度行う。

8 契約方法

- (1) 審査により選定された委託候補者は、外部評価業務の実施について県と調整を行い、環境省の補助金「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」又は「地域環境保全対策費補助金」の申請を行うこととする。
- (2) 補助金の交付決定後、県と協議の上、改めて見積書を提出し、契約内容が合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。なお、補助金の交付が決定した場合は、外部評価業務に係る積算金額から補助金額を控除した金額を契約金額とする。

- (3) 補助金の交付が受けられなかった場合は、その理由について速やかに県に報告した上で、改めて県と協議する。県と協議が整った後、改めて見積書を提出し、契約内容が合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。
- (4) 委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託候補者としての資格要件を失った時は、委託候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、順位の高い者の順に新たな委託候補者として協議を行うこととする。
- (5) 契約保証金は、契約金額の100分の1以上の額とする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）第81条第2項に該当する場合は免除とする。

9 提出先及び問い合わせ先

埼玉県企画財政部財政課民間資金担当

住 所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電 話：048-830-2153

F A X：048-830-4713

メール：a2150-01@pref.saitama.lg.jp